

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第8回)開催結果の概要

1. 日時 平成17年1月20日(木)午前10時から午後零時10分まで
2. 場所 最高裁判所中会議室
3. 出席者

(委員,敬称略・五十音順)

飯田喜信,井堀利宏,木村優子,酒巻匡,仙田満,高橋宏志(座長),中尾正信,前田裕司,山本和彦,吉田正喜,綿引万里子

(事務総局)

戸倉三郎審議官,中村愼総務局第一課長,河本雅也総務局参事官,小林宏司民事局第二課長,稗田雅洋刑事局第一課長,中吉徹郎行政局参事官,岡健太郎家庭局第一課長

4 進行

1. 意見交換

1. 刑事訴訟事件について 稗田刑事局第一課長から,資料1に基づき,刑事事件に関するクロス分析の具体例について,次のとおり説明がされた。

- 人証調べと審理期間との関係(刑事2年超事件)
 - 表1は,証人数や被告人数等と審理期間との関係について,事案複雑等を事由として審理期間が2年を超えた事件で平成15年に終局したものについて報告されたB1表によるデータに基づき,更に分析したものである。
 - 1ページから3ページまでのグラフは,証人数等と審理期間との関係を示したものである。証人数との関係では,審理期間の長い事件ほど証人数が多くなっていることが(1ページ),証人尋問を行った公判等の回数との関係では,審理期間の長い事件ほど証人尋問に多くの公判回数等を要していることが(2ページ)それぞれ見て取れる。証人一人当たりの尋問に要した公判等の回数と審理期間との関係では,緩やかではあるが,審理期間の長い事件ほど証人一人当たりの尋問に要した公判等の回数は多くなり,特に,証人1人の尋問が1回の公判で終わらない事件が増えている傾向が見て取れる(3ページ)。

- 4ページから6ページまでのグラフは、証人を被告人に置き換えて、同様に審理期間との関係を示したものである。まず、被告人数と審理期間との間には、顕著な相関関係までは認められないようである(4ページ)。一方、被告人質問を行った公判回数及び被告人一人当たりの質問に要した公判回数との関係では、審理期間の長い事件ほど多くの回数を要していることが、それぞれ見て取れる(5ページ, 6ページ)。
- 7ページのグラフは、証人数と被告人数の合計と審理期間との関係を示したものであるが、証人数の方が絶対数が多いので、結果的には1ページの証人数と審理期間との関係のグラフと同様の傾向を示している。8ページのグラフは、証人尋問を行った公判等の回数と被告人質問を行った公判の回数の合計と審理期間との関係を示したものであり、審理期間の長い事件ほど証人尋問及び被告人質問に多くの回数を要していることが見て取れる。
- 以上からすれば、前回指摘された、証人数が増える、あるいは、証人尋問や被告人質問を行った公判等の回数が増え、審理期間が長期化するに加えて、証人や被告人一人当たりの尋問・質問回数も審理の長期化に影響があることが見て取れる。
- 9ページのグラフは、前回の証人数の減少は被告人側請求の証人数が減らされた結果ではないかという趣旨の御意見を踏まえて作成したものであるが、事件票では請求者別の証人数のデータは取れないので、平成14年以前からデータがある3年超の事件についてのB1表のデータにより、請求者別の証人数の推移を追ってみたものである。平成14年の検察官請求証人が24.1人と突出しているが、これは検察官請求証人が100人程度あるいはこれを大きく超える特殊な事件が3件あったことによるもので、これらを除くと平均1

5.7人となる。このグラフからは、検察官請求証人、被告人側請求証人とも、昭和55年から平成2年にかけて同様に減少し、その後、ここ数年微増している傾向が見受けられるのであり、特に被告人側請求証人のみが減少している傾向は見られない。

- 事件票項目と審理期間との関係

- 表2は、証人尋問や被告人質問以外の要素が審理期間に与える影響について、事件票の項目から検討したものである。今回は、平成16年4月から10月までのデータで分析を行っている。
- 1ページから6ページまでのグラフは、鑑定の有無と平均審理期間の関係を見たものである。平均審理期間は、全事件についてみた場合、鑑定有の事件は鑑定無の事件よりも約16か月長く（1ページ）、否認事件においても約13か月長い（2ページ）ことが分かる。なお、鑑定有の事件の平均審理期間は、鑑定無の事件より圧倒的に長いものの、鑑定有の事件は全事件45,085件のうち76件にとどまるため、鑑定の有無による平均審理期間の差が、事件全体の平均審理期間に与える影響はそれほど大きいものではないと思われる。

証人数を固定した場合に鑑定の有無によって審理期間に差が生じるか否かを見ると、全事件では約8か月から約16か月（3ページ）、否認事件では約6か月から約16か月の差がある（4ページ）ことが分かる。この差の要因は、もちろん鑑定に要する期間が上乘せされることも一因であろうが、長期係属した事件についてのB1表のデータによれば、1件当たりの鑑定に要する期間はおおよそ6～7か月にすぎず、鑑定の前提となる被告人質問や証人尋問にある程度の時間がかかることが、鑑定に要する期間を超えて長期化する一因となっているのではないかと推察される。

そこで、鑑定の有無と証人数との関係を見ると、

全事件(5ページ),否認事件(6ページ)とも,鑑定有の方が鑑定無よりも証人数が多いことが分かる。このことから,鑑定有の事件の長期化には,鑑定に要する期間に加え,証人数の多さがかなり影響していることが見て取れる。

- 7ページから12ページまでのグラフは,鑑定と同様に,検証の有無と平均審理期間との関係を見たものである。全事件(7ページ),否認事件(8ページ)のいずれも,検証有の方が検証無より平均審理期間が圧倒的に長いことが分かる。

証人数を固定して検証の有無別の平均審理期間を見た場合は,検証有の事件の母数がかかなり少ないためばらつきがある(9ページ,10ページ)が,例えば10ページの否認事件のグラフを見ると,証人11人超の区分を除き,検証の有無による審理期間の差は余りない。

また,検証の有無と取調べ証人数との関係を見ると,全事件(11ページ),否認事件(12ページ)のいずれも,証人数に顕著な差があることが分かる。これらから,検証有の事件の長期化には,検証自体に要する期間の影響よりも,証人数の影響が大きいことがうかがわれる。

- 13ページから18ページまでのグラフは,弁護人の国選・私選別と平均審理期間との関係を見たものである。全事件(13ページ),自白・否認別(14ページ)のいずれも,私選の方が平均審理期間が長くなっている。

国選・私選別と証人数との関係を見ると,全事件(15ページ),自白・否認別(16ページ)のいずれも,私選の方が証人数が多くなっている。

また,証人数を固定して国選・私選別の平均審理期間を見た場合は,全事件(17ページ),否認事件(18ページ)のいずれも,私選の方が長くなっている。

- 19ページから24ページまでのグラフは,身柄の有無と平均審理期間の関係を見たものである。

なお、ここで「身柄有」とは起訴時に勾留されていた者をいい、「身柄無」は起訴時に在宅の者をいう。

全事件(19ページ)、否認事件(20ページ)のいずれも、身柄の有無によって平均審理期間に顕著な差はうかがえない。

証人数を固定して身柄の有無別の平均審理期間を見た場合は、全事件(21ページ)、否認事件(22ページ)のいずれも、身柄の有無によって平均審理期間に顕著な差はうかがえない。

身柄の有無と証人数の関係を見ても、全事件(23ページ)、否認事件(24ページ)のいずれも、身柄の有無で証人数に大きな差はない。

- 25ページから32ページまでのグラフは、刑の軽重(刑種・刑期別)と平均審理期間との関係を見たものである。全事件(25ページ)、否認事件(26ページ)、自白事件(27ページ)のいずれも、刑が重い事件ほど審理期間が長くなる傾向が示されている。

証人数を固定した場合に刑の軽重によって審理期間に差が生じるのか否かを見ると、全事件(28ページ)、否認事件(29ページ)のいずれも、同一証人数であっても、刑の重い事件ほど審理に時間を要していることが分かる。なお、証人11人超の区分についてはこの傾向とは異なるが、事件数が少なく事件の個性が影響しているものと推測される。

また、刑の軽重と証人数との関係を見ると、全事件(30ページ)、否認事件(31ページ)、自白事件(32ページ)のいずれも、刑が重くなるに従って証人数が多くなることがうかがえる。

- 百日裁判事件と通常事件との比較
 - 公職選挙法253条の2第1項は、裁判の結果が当選の効力等に影響する一定の選挙犯罪事件について、訴訟の判決は、事件を受理した日から百日以内にこれをするよう努めなければならない

と定めており、第2項が、これらの事件についての裁判長の期日指定について定め、第3項が、これらの事件について優先して裁判をしなければならないことを定めている(いわゆる百日裁判事件)。百日裁判事件については、法律上特に迅速な審理が求められていることから、この百日裁判事件のデータと通常事件のデータを比較・分析することにより、審理を迅速にするためにはどのような要因が必要なのか検討してみたい。

- 表3は、地裁通常第一審における否認事件のうち百日裁判事件と通常事件全体の平均審理期間等について、平成11年から15年までの累計のデータを比較したものであるが、百日裁判事件は、通常事件全体と比べて、開廷回数が多く、取調べ証人数も相当多いにもかかわらず、平均審理期間は約半分となっている(1ページ)。この理由としては、百日裁判事件は、通常事件全体と比べて、全体の平均開廷間隔が約3分の1であり、特に第1回公判期日以降の開廷間隔の差が顕著であることが挙げられる(2ページ)。
- 百日裁判事件の審理の促進については、昭和42年に最高裁判所、日弁連、法務省、最高検察庁の四者で、その運用について合意を結んでいるが、そこには、
 1. 他の被告人との分離起訴や訴因を簡明にした起訴(第2項)
 2. 検察官の速やかな証拠開示、弁護人の速やかな同意・不同意の見込みの通知、事前準備における裁判所と検察官、弁護人の打合せを活用し、できる限り連続した期日を指定することなど事前準備の徹底と他の事件に優先した期日指定(第7項、第8項)
 3. 争点の明確化、証拠の厳選、調書の一部同意、合意書面の活用等立証の合理化(第10項)

といった運用により、計画的、集中的な審理を行うことが、具体的に励行すべき事項として盛り込まれている。

これらの個々の方策の実施状況についての客観的なデータはないが、各庁が、検察官及び弁護人の協力を得て、こうした方策を実施し、公職選挙法253条の2第2項の定めに従った期日の一括指定を始め、計画的、集中的な審理に努力していることが、百日裁判における開廷間隔の短縮、ひいては審理の迅速化に大きく寄与しているものと思われる。

- 今年の11月までには改正刑事訴訟法が施行され、裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために必要があると認めるときは、第1回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができるほか、証拠開示制度も拡充されることになり、百日裁判において迅速化のための運用上の努力として行われてきたことの多くが、百日裁判事件以外の通常事件を含めて、公判前整理手続の枠組みの中で実施できることになる。特に、公判前整理手続等を通して十分に公判準備がなされた事件についての第1回公判以降の迅速化が注目されることである。
- また、百日裁判においては、実務では、他事件より優先して処理することや他の部・庁の協力といった運用も行っており、この点もこの種事件の審理の迅速化に寄与しているものと思われるが、百日裁判事件以外の通常事件において同様の集中審理を行うということになると、そのような運用には限界がある。特に、裁判員が参加する裁判においては、より一層の公判の迅速化が求められるところであるので、多くの事件で、裁判員制度施行前から、法曹三者それぞれがどのよう

に態勢整備を図っていくべきか、検討する必要があると思われる。

(酒巻委員)

本日示された分析結果は、専門家の常識とも合致しており、それが形として明確に示されたことに意義があると思う。特に、証人数が審理期間に決定的に影響を与えることが明確になったと思う。証人尋問の回数が多い事件は、争いのある複雑なケースである場合が多く、そのような事件においては、証人尋問により事実を確定していくことが審理の核心部分であって、証人尋問の回数の増加に伴って審理期間が長くなるのは、仕方のない面もあると思う。しかし、他方で、裁判員制度との関係からも、これまでの何回もの期日をかけて証人尋問が行われるという実情への対応策として、実質的な内容、効果を変えることなく尋問の密度を上げ、焦点を明確にして、時間と回数を減らすことが求められているところである。例えば殺人のような暴力的な事件、あるいは詐欺や横領のような経済犯罪といった事件類型によって、弁護士や検察官の争い方など審理の形がある程度予測できると思うので、本日のデータに、事件類型をクロスさせることにより、もう少し詳細な傾向があらわれる部分もあるのではないかという印象を持った。

(前田委員)

「身柄の有無別審理期間の分布」(資料1表2の19ページ)では、身柄の有無による審理期間の差はほとんどないが、被告人の身柄が拘束されている場合に審理が早くなるという感覚がある。起訴時では身柄拘束の割合が高いと思われるため、保釈も考慮して、終局時の身柄拘束の有無でデータをとり直してはどうかと思う。

(稗田刑事局第一課長)

終局時まで保釈された被告人のデータを、起訴時に勾留されていた者のデータと組み合わせることができるか検討させていただきたい。

(前田委員)

「百日裁判事件と通常事件との比較」(資料1表3)のデータについて、百日裁判事件の母数は分かるのか。

(稗田刑事局第一課長)

平成11年から15年までに終局した百日裁判事件のうち、否認事件についてのデータであり、件数は30件である。

(前田委員)

「弁護士別審理期間の分布」(資料1表2の13ページ)について、弁護人の立場からは、国選、私選別の審理期間の長短については意識したことはない

が、裁判所としては、そのような意識を持っているということか。（稗田刑事局第一課長） 国選、私選による審理期間の違いについては、裁判所もそれほど意識していたものではないが、審理が長期化することが多い経済事犯などの事件においては私選弁護人が選任されるケースが多いことからすると、私選弁護人が選任された事件に罪名的な特徴があるのではないかと思われる。ただ、そのことが全体にどこまで影響しているかについては、まだ分析しきれていないところである。

（前田委員）

私選弁護人が選任された事件は、被告人に協力する方がいるわけで、そういう意味では、証人の数が国選弁護人の事件と比較して多くなるということは、感覚的にはある。

（中尾委員）

身柄の有無別のデータを比べても、国選・私選の別で、さほど顕著な差はないので、特にこの部分を強調する必要はないのではないか。

（木村委員）

国選・私選の差は、専門家の方から見れば顕著ではないかもしれないが、一般の方は国選弁護事件の審理期間の方が短いと感じるのではないか。例えば刑事ドラマやサスペンスドラマなどでは、弁護士が「国選弁護人を受けるのは嫌だな」というようなことを言っている場面が出てくることがあるが、直接刑事裁判に触れることのない一般の方々の中には、ドラマを見て、国選弁護人は皆そういう意識でやっているのではないかと感じる方もいらっしゃると思う。データを出す場合には、実態を説明しないと、誤解を招いたまま広がってしまうということもあるかもしれない。

（酒巻委員）

私選弁護人が選任されることが多い事件類型があり、その類型の事件は、おおむね争いがある複雑な事案で、弁護人も一所懸命弁護するというような傾向があると思う。弁護人の国選・私選別データについても、これだけでは不十分であり、事件類型別のクロス分析をやる必要があるのではないかと思う。

（井堀委員）

「国選2.8月」、「私選4.1月」という平均審理期間のデータが出ているが、先ほどの意見に出ているように、私選弁護人が選任された事件の方が別の要因で複雑になっていることもあり得ると思うので、他の要因をすべて固定した上でどれだけの差が出てくるのかということを見るべきであり、今回の分析だけでは私選弁護人が選任された事件の方が審理期間が長くなるとは必ずしも言えないのではないかと思う。

(飯田委員)

弁護人の国選・私選別の審理期間については、顕著な差ではないというのは弁護士委員の方々と同じ印象であるが、差があるということも間違いない。酒巻委員の御発言にもあったように、私選弁護人が選任される事件は、被告人がお金を払って弁護士に依頼してでも熱心に争うというものであり、そのような事件では証人数が増え、証人一人当たりの尋問時間や開廷回数も増えてしまうため、審理期間が長くなってしまっているのではないかと考えているが、これを分析するのは難しいかもしれない。ただ、現在、地裁における国選弁護の刑事事件全体に占める割合は約4分の3で、しかも、この割合はかなり以前から顕著な増加傾向にある。このような実情を踏まえると、国選弁護の在り方や質が問われなければいけないという感じはする。私選と国選とでは弁護の質は変わらないということは建前としてあるが、実際にそうであるかというところは検討しておかなければいけないものかもしれない。特に公的弁護の充実が問われているところでもあり、その意味でもこのデータをもとに要因を分析してはどうか。

(吉田委員)

審理期間に影響する要因としては、弁護人が国選か私選かということは飽くまで付随的なものであり、事件類型や争われ方といったものが主になるという感触である。公的弁護の問題をこの検討会で取り上げるかはもう少し検討の必要があるかと思う。

(仙田委員)

刑事事件の鑑定の内容としてはどのようなものがあるのか。

(稗田刑事局第一課長)

鑑定の内容についてまではデータをとっていないので、統計的な数値としては申し上げられないが、実務経験上から、刑事事件における鑑定のかなりの部分は責任能力鑑定になるかと思う。それ以外には、例えば交通事故における技術的な鑑定や、件数としては非常に少ないが、医療過誤が業務上過失致死傷を問われた際の鑑定といったものがある。

(仙田委員)

責任能力鑑定の増減の傾向について、経年变化的に見ることはできないのか。

(稗田刑事局第一課長)

鑑定全体についての経年変化のデータをとることはできるが、責任能力鑑定に限定してとることはできない。

(木村委員)

罪名から、おおよそどのような鑑定が行われているかを推測することはでき

ないのか。

(稗田刑事局第一課長)

例えば殺人や傷害致死事件で行われる鑑定多くは責任能力鑑定かと思うが、死因に関する鑑定ということもまれにある。また、最近多いのは、犯人の特定のために行われるDNA鑑定であり、これはあらゆる事件で行われる可能性がある。

(酒巻委員)

民事事件の場合、鑑定人をお願いし、選任するまでに時間を要するものがあるということであったが、刑事事件の場合は、鑑定人を探すことには余り時間を要することはなく、むしろ鑑定そのものに時間を要することで審理期間が少し長くなる場合があるという理解でよいのか。

(稗田刑事局第一課長)

統計をとっていないので、客観的に申し上げられないが、実務経験上、事例の多い責任能力鑑定では、鑑定人候補者は名簿等を整えてリストアップされており、それほど時間はかからないと思う。ただ、特殊な事件になると、まれに数か月要するような場合もあり得る。

(飯田委員)

刑事事件では、鑑定を行うことになれば、鑑定人の選任自体には時間を要するものではなく、鑑定に要する期間というのは、まさに鑑定人選任後鑑定書、鑑定結果が出るまでの期間かと思う。しかし、選任された鑑定人が多忙で、かなり長引いてしまうというような事案がないわけではなく、その点は課題の一つではある。

(綿引委員)

民事事件では、賃料鑑定、筆跡鑑定などを別にすれば、医事鑑定や建築瑕疵の鑑定などは、適切な鑑定人を探したり、鑑定事項を詰めるところかなり時間を要している。

(仙田委員)

刑事にしても民事にしても、鑑定人になる方は、その分野についての権威で、皆が納得するような最適な人にやってもらいたいと思う。そのような人はなかなか鑑定人をやりたがらないというところがあると思う。その原因の一つには、鑑定に対する学術的、社会的な評価がこれまでされてこなかったというところがあったと思うので、ドイツのように、鑑定を行うことが非常に名誉なことであり、学術的にも社会的にも評価されるというような方向に持っていくということがかなり重要ではないかと思う。鑑定の担い手側の動機付けがあれば、早期に適切な鑑定人が選任され、適切な鑑定が行われるようになると思う。

(稗田刑事局第一課長)

仙田委員の御指摘はごもっともであり、實際上、刑事事件で鑑定人の選任に余り時間を要していないのは、責任能力鑑定では、積極的に引き受けてくださる先生方がいらっしゃるという実情があり、それで事件数的にも足りているという状況がある。

(前田委員)

刑事事件の鑑定では、裁判所が鑑定を行うかどうかについて、証人尋問や被告人質問が先行して行われることが多く、鑑定書が出た後にも、その評価を巡って尋問する必要が生じることが多いので、鑑定の前後の部分にも時間を要しているというのが実務上の経験からの感想である。

(木村委員)

責任能力が問題となる場合、鑑定を行わないまま審理が長期化すると、被告人が事件当時責任能力を有していたのか、その後変わってきたのかが争われるケースがあるようだが、できるだけ早い時期に鑑定を行った方がよいのではないかと思う。鑑定を行うかどうかを早く決めてしまえば、時間の節約にもなるし、被告人の責任能力の有無もはっきりして一石二鳥のような気がする。

(酒巻委員)

裁判員制度をはじめ、審理を始めたらできる限り連日的に集中して行うという今般の法改正の検討に当たって、鑑定問題が一つのネックになっていた。これまではある程度審理が進んだ段階で鑑定を行うことが一般的であったが、前倒しできる鑑定は公判前に行ってしまうような制度も既に盛り込まれており、今後は、場合によっては、早めに責任能力鑑定を行うということも可能になるかと思う。

(稗田刑事局第一課長)

酒巻委員の御発言を若干補足させていただくと、責任能力鑑定の場合、実際に犯罪行為が行われたときの経過に争いがあると、前提となる事実を確定しないまま鑑定することを避けるため、他の証拠調べの終了後に鑑定を行う場合が多かった。このたび可能となった公判前の段階での鑑定は、争いのない事件を中心に活用されていくことになるかと思うので、争いがある事件については、例えば前提となる事実について幾つか条件を付して鑑定する方法なども考えられるが、今後の検討課題である。

(吉田委員)

現状でも、検察官は、精神鑑定が問題になり得る事件については、起訴前の捜査段階において、いわゆる任意の簡易鑑定、あるいは法律で定められた鑑定留置を行った上での精神鑑定を行っており、その鑑定書が証拠補充という形で公判廷に提出されることによって、相当初期の段階での精神状態、責任能力について明らかにしている。

(綿引委員)

「被告人質問のあった公判回数と審理期間」(資料1表1の5ページ)について、被告人質問が20回を超えるというのは、法律実務家以上に一般の方々が見たら驚く数値だと思う。現在の刑事裁判の証拠調べのシステムの中では、おのずと必要になる場合があるという実態をきちんと説明しないと、単にこの数値だけが出ると、非常に無駄な被告人質問をやっているのではないかといった大変な誤解を生むのではないかと思う。

(中尾委員)

平成14年の刑事事件の概況においても、B1表に基づく報告として、証人尋問又は被告人質問に多数の公判を要したという長期化要因が突出して多いので、やはり何が要因になっているかということの説明が必要かと思う。

(戸倉審議官)

被告人質問は、被告人に供述する義務はないので、本人が話さないと言えば、裁判所の立場からは、それ以上話せと言うことができない反面、被告人が十分な弁解、言い分を述べる機会という権利としての面も持っている。被告人が話したいと言っている場合に、必要性の有無からどの程度絞れるかという点について、裁判官は証人尋問の場合とは異なる対応をしているのではないかと思う。そういう意味で、実務の感覚としては、被告人質問にどれだけ時間を要するかということは、弁護人の弁護方針といったものが、かなりのイニシアチブを持っているのではないかという印象である。

(中尾委員)

弁護人の立場としては、必要だから回数がかかるという思いだが、先ほどからお話に出ているような誤解を生ずるおそれがあるので、何らかの説明は必要なのではないかと思う。

(飯田委員)

私自身は、この回数についてはそれほど驚いてはいないし、むしろ当然だと思っている。被告人質問の回数が増えるのは、裁判所としても不必要なことをしているのではなく、必要な審理として行っている。証人数と被告人質問の回数を併せて見ていただくと分かるように、証人数と被告人質問の回数にはある程度相関関係があると思う。被告人は、仮に犯人であれば事件のすべてを知っている最も重要な人証であるし、犯人でない場合でも、様々な証人から様々な事項について断片的な話が出てくれば、それに対して弁解なり反論なりを言うのは当然であり、証人の数だけ被告人質問があってもよいというのが刑事事件の特質なのだと思う。ただ、被告人質問においてどのようなことが行われているかというような説明は必要なのかもしれない。今後はもう少し被告人質問を集約して、実際には被告人に論点整理をさせるための質問という形

式も多くなってくるかもしれない。また、被告人の供述を証拠として採用できるような実質を持ったものに限定していくことで短縮していくことは可能かもしれない。

(綿引委員)

この数値を出す場合、一般の方々が見て「多いな」という印象を受ける可能性が高く、誤解を生むのではないかという危ぐがあるので、被告人質問の回数が多いことがいけないということではなく、このような回数になる理由をきちんと説明する必要があるのではないかと思う。

(酒巻委員)

この被告人質問は、様々な公判期日の機会における被告人質問の手續全部の回数を含めたものという理解でよいのか。

(稗田刑事局第一課長)

当該公判期日の大半が被告人質問に充てられた公判期日の回数をカウントしており、罪状認否等は入らない。

(酒巻委員)

被告人質問といってもいろいろなケースがあり、例えば自白調書の証拠能力の問題だったり、双方が被告人の言い分を聞くのに随分時間がかかったということなどが想定される。また、5年を超える事件は母数自体が非常に少なく、母数が少ないと、刑事事件の場合は特に事件の個性が出てくるのだろうと思う。

(木村委員)

それだけ何回も被告人に聞かなければならない事件がある一方で、被告人質問が2回以下の事件もあるようだが、それで2年を超えているのはどのような事件か。

(稗田刑事局第一課長)

被告人が供述しない事件もある。

(吉田委員)

最近承知しているものとして、非常に複雑な事案で多数の証人尋問を行っている医療過誤の事件において、証人が1人証言をした後に被告人質問を行い、その証人に対する反論を被告人から聞いて、争点を逐一明確にしていくことにより訴訟全体の進行を促進したというようなケースがある。この場合は、被告人質問の回数は増えてしまうが、むしろ訴訟全体の進行は促進されるということになる。結局、争点の出し方や事件の性質によって審理期間は変わってくるもので、被告人質問の回数だけを見ていくと、誤解が生じてしまうのかなという気がする。

(前田委員)

最近は、争点整理のための被告人質問を最初に行う事件が結構多くなったと思う。

(高橋座長)

被告人質問と審理期間の関係は、他の要因も含めていろいろ分析してみる必要があるかもしれない。

(前田委員)

百日裁判については、昭和42年の四者合意の後、昭和52年ごろには、平均審理期間が460日くらいと最高裁判所から発表があったと記憶しているが、そのころに比べると、法改正の影響も大きいのかかもしれないが、かなり短縮されていると思う。「百日」という数字自体は別として、審理期間が法律上一応規定されているこの制度は、被告人の防御権との関係で考慮すべき点があるとしても、今後の公判前整理手続や計画的な審理についての一応の参考にはなるのではないかと思う。

(木村委員)

具体的に他の刑事事件で、百日裁判事件のように迅速な手続を要するものはあるのか。むしろ民事事件で急ぐような事件についてこのような運用をすることはできないのか。

(飯田委員)

被告人の罪責をきちんと確定するという意味では、どのような事件においても、迅速な裁判は憲法上の要請である。ただ、百日裁判は、急いで審理することを法律上も義務づけられている特急列車と言えるもので、例えば、東京地方裁判所では、百日裁判事件が係属した部については、その間は新たな事件の配てんを停止するなり少なくするなりして、他の事件よりも優先させてその事件に専念できるように態勢を組み、裁判所としても、いわば特急用のレールを敷いている。他の事件でも、百日裁判の処理態勢とはいかないまでも、それにふさわしい手続、いわば急行くらいに進めていくことがふさわしい事件もあると思われ、何か工夫を要する部分もあるかと思う。百日裁判事件の運用の中には、他の事件に優先させるということだけでなく、争点整理や証拠の厳選など一般の事件の審理にも参考になるものがあり、今度導入される公判前整理手続などにもそういったものが反映されるかと思う。

(木村委員)

百日裁判事件の処理によって、他の通常の事件の進行が遅くなってしまうということはないのか。

(飯田委員)

百日裁判事件は、事件数としてはごくわずかであるため、特別な態勢で行うことが可能になっている。

2. 民事訴訟事件について

小林民事局第二課長及び中吉行政局参事官から、資料2に基づき、専門訴訟の実情について、次のとおり説明がされた。

▪ 医事関係訴訟事件

- 表1は、医事関係訴訟の実情についてまとめたものである。専門訴訟のうち、医事関係訴訟と建築関係訴訟については、前回大まかな傾向についてご説明したが、データもある程度集積してきたので、更に突っ込んだ分析を試みた。
- 医事関係訴訟の平均審理期間は、民事全事件と比較し、相当程度長期化する傾向が見て取れる(医1ページ)。また、審理期間の分布割合を見ると、民事全事件では6月以内が最も多く、約80%が1年以内に、約95%が2年以内に終局しているが、医事関係訴訟では1年超2年以内が最も多く、2年を超える事件も相当数ある(医2ページ)。そこで、医事関係訴訟の長期化要因について、民事全事件に関する長期化要因と医事関係訴訟に固有の要因という二つの観点から見ていくこととした(医3ページ)。
- まず、民事全事件に関する長期化要因として、当事者数と人証数について見ると、当事者数との関係については、医事関係訴訟においても、民事全事件と同様、当事者が増加すると審理期間が伸びる傾向が見られる。ただ、医事関係訴訟は、民事全事件よりも当事者数が多い事件の割合が高いために、その平均審理期間が民事全事件よりも長期化する側面があるのではないかとと思われる(医4ページ)。また、人証数については、ややばらつきはあるものの、医事関係訴訟においても、民事全事件と同様、人証数の増加に従い審理期間が伸びる傾向が見られる。当事者数と同様に、医事関係訴訟は、民事全事件よりも人証数が多い事件の割合が高く、平均人証数も民事全事件の約3倍となっているために、その平

均審理期間が民事全事件よりも長期化する側面があるのではないかとと思われる(医5ページ)。

- 当事者数と人証数を固定して、医事関係訴訟と民事全事件の平均審理期間を比べると、同じ当事者数、人証数という条件下であっても、民事全事件よりも医事関係訴訟の平均審理期間の方が相当長期化する傾向が見られる(医6ページ)ので、民事全事件に関する長期化要因とは別の医事関係訴訟に固有の要因が審理期間に影響を与えているのではないかと考えられる。
- そのような固有の要因として、まず、仙田委員からも御指摘があった鑑定に着目してみた。医事関係訴訟における鑑定実施率は21.5%で、民事全事件の1.1%に比べて、顕著に高い(医7ページ)。医事関係訴訟における鑑定人確保の平均期間は4.7月で、近時、様々の施策を講じており、かなり短くなってきているところであるが、それでもやはり相当程度長くかかっている。また、同じく鑑定を実施した事件を比べても、医事関係訴訟の平均審理期間は50.9月で、民事全事件より非常に長くなっている(医8ページ)。この差を見ると、主要な争点が医学という自然科学の専門的知見にかかわるものであり、鑑定までしなければならぬような困難な事件であるという、医事関係訴訟の事件の属性・内容が影響していることを示唆しているのではないかとと思われる。そのような影響は、鑑定以外の手続等にも現れているのではないかと考え、次に、各手続に要する期間、争点整理手続、人証調べ手続、その他という観点から見ていくこととした(医9ページ)。
- 各手続段階に要する期間(平均)を見ると、医事関係訴訟全体では、争点整理終了までの期間が22.6月、人証調べの期間が6月強、最後の人証調べから終局までが12.6月で、全体的に長期化する傾向のある医事関係訴訟で最も時間を要するのは争点整理手続となっている。なお、こ

こでの「争点整理終了まで」については、母数となっている事件が、争点整理終了日について報告があったものであり、他方、「人証調べ期間」及び「最終人証から終局」については、争点整理を経た上で人証調べまで進んだ事件が母数となっている。そのため、これらを単純に合計した期間は、平均審理期間とは一致しないことに留意されたい。鑑定を実施した事件に限って見ると、争点整理終了までが約35月、人証調べ期間が約11月、最終人証から終局までが約24月となっている。鑑定に要する期間は、最終人証から終局までの期間に含まれていることが少なくないため、そこが長期化しているのではないかと思われるが、その部分だけでなく、鑑定を実施した事件では争点整理期間も長くなっていることが見て取れ、鑑定まで必要な事件の難しさというのが現れていると言える(医10ページ)。

- 争点整理手続については、医事関係訴訟の方が、民事全事件よりも、その実施率が相当高く、かつ、争点整理回数も多いほか、争点整理期間も長くなる傾向が見て取れる(医11ページ)。人証数ごとの平均争点整理回数を見ると、民事全事件では、人証の増加が5人までは、かなりの比率で争点整理回数が増えるが、医事関係訴訟では、人証数の増加による争点整理回数の増加の比率は緩やかになっている(医12ページ)。
- 人証調べについては、平均人証調べ期日回数が2.2回、平均人証数が3.1人で、1期日当たりの平均取調べ人証数は1.4人となっている(医13ページ)。医事関係訴訟では、医師等の専門家を調べる場合が多いが、そのような人証でも1期日で尋問を終えていることがうかがわれ、その辺が全体としての審理期間の短縮化に影響しているのではないかと考えられる。
- その他、医事関係に特徴的な事項としては、弁論終結後終局までの期間が長期化する傾向が

見られ(医14ページ),合議率及び双方に訴訟代理人が選任される率が高くなっている(医15ページ)。

- 建築関係訴訟事件

- 表2は,建築関係訴訟の実情についてまとめたものである。事件票では,建築瑕疵損害賠償と建築請負代金という形で分類されているが,建築請負代金訴訟でも抗弁として主張された瑕疵の有無が争点になるものがあり,質的には,瑕疵主張の有無で分けた方が実態がより明確に出てくるのではないかと考え,今回は,瑕疵主張の有無を中心にしつつ,そのデータがとれない部分については,事件票の分類により見ていくこととした(建1ページ)。
- 建築関係訴訟の平均審理期間については,建築請負代金事件と建築瑕疵損害賠償事件とに分類した場合,いずれも民事全事件と比較すると長期化する傾向があるが,特に,建築瑕疵損害賠償事件が相当程度長期化している(建2ページ)。瑕疵主張の有無を基準に分類した場合は,瑕疵主張のないものは,民事全事件と余り差がないのに対し,瑕疵主張のあるものは,かなり長期化する傾向が見て取れる(建3ページ)。結局,建築関係訴訟において長期化するのには,瑕疵主張がされた事件ということが出来るが,これも医事関係訴訟と同様に,民事事件全体に共通する要因と建築関係訴訟に固有の要因という二つの観点から見ていくこととした(建4ページ)。
- 民事全事件に関する要因として,当事者数について見ると,建築瑕疵損害賠償事件でも,民事全事件と同様,当事者が増加すると審理期間が伸びる傾向が見られるが,医事関係訴訟と同様に,建築瑕疵損害賠償事件は,民事全事件よりも当事者数が多い事件の割合が高いことから,これが平均審理期間が長期化する要因の一つになっている可能性がある(建5ページ)。また,

人証数については、瑕疵主張のある建築関係訴訟でも、民事全事件と同様、人証数の増加に伴い審理期間が伸びる傾向が見られ、医事関係訴訟と同様に、民事全事件よりも人証数が多い事件の割合が高いことから、これが平均審理期間を長期化する要因の一つになっている可能性がある(建6ページ)。

- 次に、当事者数、人証数を固定して平均審理期間を比べてみると、同じ当事者数、人証数という条件下であっても、民事全事件よりも、建築瑕疵損害賠償事件の平均審理期間の方が相当長期化する傾向が見られるので、民事全事件に関する長期化要因が瑕疵主張のされた建築関係訴訟の審理期間に影響を与えているとしても、主要なものは、瑕疵主張のされた建築関係訴訟に固有の要因ではないかと考えられる(建7ページ)。
- そこで、瑕疵主張のされた建築関係訴訟を民事全事件や瑕疵主張のない建築関係訴訟と比較してみると、争点整理についての専門家関与率、鑑定実施率及び付調停実施率に相当な差異が見られ、これらが審理期間に影響する要因として考えられる(建8ページ)。
- 争点整理手続については、瑕疵主張のされた建築関係訴訟では、専門家の関与率が40%を超えており、瑕疵主張のない建築関係訴訟と比べて、顕著に高くなっている。また、専門家が関与した事件の平均審理期間及び平均争点整理期間は、共に長期化する傾向が見られる。これは、瑕疵主張のされた事件の主要な争点が専門的知見にかかわるものであるという事件の属性が審理期間に影響していることを示唆しているのではないかと考えられる(建9ページ)。瑕疵主張のされた建築関係訴訟では、争点整理回数が多く、争点整理期間も長くなっている(建10ページ、11ページ)。

- 鑑定については、瑕疵主張のされた建築関係訴訟では、医事関係訴訟ほどではないものの、鑑定実施率が相当に高い。また、鑑定人確保に要した平均期間は4.5月となっている(建12ページ)。瑕疵主張のされた建築関係訴訟の各手続段階ごとの期間を見ると、鑑定を実施した場合は、争点整理の段階から、鑑定が実施されない場合とかなりの違いが見られ、鑑定手続だけに時間を要するといった単純な問題ではないのではないかと考えられる(建13ページ)。
- 瑕疵主張のされた建築関係訴訟においては、調停に付される事件の割合が多く、付調停事件の平均審理期間も長くなっている(建14ページ)。
- 人証調べ手続その他の観点(建15ページ)から見ると、瑕疵主張のされた建築関係訴訟では、人証調べ期間が長く(建16ページ)、弁論終結後終局までの期間が長期化する傾向が見られ、医事関係訴訟ほどではないものの、合議率、双方の訴訟代理人選任率が高い(建17ページ)。このように、専門的な争点を含む事件であるという事件の属性の影響が様々なところに現れていると言える。
- 前回、建築関係訴訟事件の審理期間には、各地域ごとに特徴があるのではないかと御指摘があったが、地裁単位では母数が少ないので、高裁管内ごとの平均審理期間をとってみた(建18ページ)。地域ごとによりばらつきがあり、また、瑕疵の有無によっても違いが見られる。これについては、多数の要因が考えられるところである。
- 労働事件
 - 表3は、労働事件の実情についてまとめたものである。なお、労働事件には、事件票上「労働金銭」に分類される事件を含んでいる。
 - 審理期間別の事件数の割合は、審理期間が2年を超えた事件の分布については民事全事件と余

り変わらないが、2年以内の事件の分布には相違が見られる(労1ページ)。

- 各種のデータを労働事件と民事全事件とで比較すると、労働事件の特徴としては、(1)争点整理実施率が高いこと、(2)人証数が多いこと、(3)対席判決率が高いこと、(4)和解率が高いこと、(5)被告に訴訟代理人が付いている事件が多いことが挙げられる(労2ページ)。
- 審理期間に影響を与える要因としては、当事者数や人証数の多寡が考えられるが、まず、当事者数と事件数、平均審理期間の関係を見ると、原告数と事件数の関係については、労働事件は民事全事件に比べ、原告が複数である事件の割合が大きく、原告数と平均審理期間の関係については、民事全事件と同様の傾向を示しているが、労働事件の方がおおむね民事全事件よりも長くなっている(労3ページ)。被告数と事件数の関係については、原告数の場合とは逆に、労働事件は民事全事件に比べ、被告が複数の事件の割合が小さく、被告数と平均審理期間の関係については、いずれも原告数の場合ほどではないが、被告数の増加に伴って平均審理期間が長くなる傾向がうかがえる(労4ページ)。
- 当事者数と人証数との関係を見ると、労働事件も、民事全事件も、当事者数が増加すると平均合計人証数が増加する関係がうかがえるが、被告数と人証数の関係については、原告数の場合と異なり、それほど大きく増えていない(労5ページ)。また、人証数の側から当事者数別の割合を見ると、人証数が多くなるにつれて原告が複数の事件の割合が多くなる傾向がうかがえる(労6ページ)。
- 人証数と平均審理期間の関係については、民事全事件では、人証数が増えるにつれてなだらかな右肩上がりで審理期間が長くなっているのに対し、労働事件では、人証数1人の場合の平均

審理期間は民事全事件に比べて長いものの、人証数が2人以上になっても平均審理期間が余り長くならず、人証数6人まで横ばいとなっている。人証調べを実施すれば審理期間が伸びるものの、その人数が増えても審理期間がしばらくは伸びないという傾向がみられる(労7ページ)。

- 人証数と争点整理実施率の関係については、労働事件は、民事全事件と比べ、人証が0又は1人の場合にも争点整理実施率が高い点が注目される(労8ページ)。
- 人証数と期日回数を見ると、労働事件の平均全期日回数は、平均審理期間の傾向と同様、人証数が1人以上6人までは横ばいになっている(労11ページ)。
 - 知的財産権事件
 - 表4は、知的財産権事件の実情についてまとめたものである。なお、知的財産権事件には、事件票上「知的財産金銭」に分類される事件を含んでいる。・ 審理期間別の事件数の割合は、審理期間が2年を超えた事件の分布については民事全事件と余り変わらないが、2年以内の事件の分布には相違が見られる(知1ページ)。
 - 各種のデータを知的財産権事件と民事全事件とで比較すると、知的財産権事件の特徴としては、
 1. (1)争点整理実施率が高く、それに伴って、(2)平均争点整理期日回数も多くなっていること、(3)原告、被告それぞれに訴訟代理人が付いている事件が多いこと、(4)対席判決率が高いこと、それにもかかわらず、(5)平

均人証数が少ないことが挙げられる(知2ページ)。平均人証数が少ないという点は人証調べ実施率にあらわれており、知的財産権事件の人証調べ実施率は、民事全事件の約半分にとどまっている(知3ページ)。人証を実施した件数が少ないので、人証数の多寡による審理期間の分析を行うのは難しい。

- 知的財産権事件は、東京地裁・大阪地裁に事件が集中しているという特徴があるが、東京・大阪両地裁への集中率を既済事件数で見ると、民事全事件の2倍以上の77.2%となっている(知4ページ)。東京・大阪両地裁では、平均人証数が0.1人で、他の地裁に比べて極めて少なくなっている(知5ページ)。
- このように事件が東京・大阪両地裁に集中している要因の一つとして、管轄に関する制度改正がある。平成8年と平成15年の2度にわたって、知的財産権事件を東京・大阪両地裁に集中させるための民事訴訟法の改正が行われ、その結果、東京・大阪両地裁への集中率は、改正民事訴訟法施行前の平成9年には59.3%だったものが、平成16年には77.2%になっている(知6ページ)。
- 平均審理期間の推移を見ると、かなり短縮化されてきていることが

分かる。平成3年は全国平均で31.8月だったものが、現在では13.7月となっている(知7ページ)。

- 期日回数等の推移については、平均期日回数、平均期日間隔ともに、かなりの減少傾向が見て取れる(知8ページ)。

- 知的財産権訴訟については、その審理の充実・迅速化のために、知的財産権事件の専門部があり、この種の訴訟に精通した裁判官、技術専門家である裁判所調査官が配置されている東京・大阪両地裁に事件を集中させるとともに、その専門的処理態勢を一層強化するという方針で、制度改正が行われてきた。このようなことは、他の事件類型には見られないもので、裁判所としても、東京・大阪両地裁の専門部の態勢を強化してきた(知9ページ)。もちろん、人を増やせば直ちに審理期間が短縮されるという単純なものではなく、専門的処理態勢が強化された中で、審理運営の工夫を重ねて、当事者や訴訟代理人の協力も得ながら、迅速化の成果を上げてきているところである。

- 行政事件

- 表5は、行政事件の実情についてまとめたものである。
- 審理期間別の事件数の分布割合を行政事件と民事全事件とで比較すると、行政事件も、民事全事件と同様、6か月以内の事件数の割合が最も多くなっており、6か月以

内の事件数の割合が民事全事件は60%を超えるのに対し、行政事件は約35%である。また、グラフの形を見ても、民事全事件が急激な下り坂となっているのに対し、行政事件のそれはなだらかな坂であり、これが、2年を超え3年以内の事件数の割合の差となって現れている(行1ページ)。

- 各種のデータを行政事件と民事全事件とで比較すると、行政事件の特徴としては、(1)平均期日間隔が民事全事件より長いこと、(2)判決率及び対席率がいずれも高いこと、(3)和解率が著しく低いこと、(4)原告に訴訟代理人が選任されている事件が少ない一方、被告に訴訟代理人が選任されている事件が多いことが挙げられる(行2ページ)。
- 審理期間に影響を与える要因の一つとして考えられる人証数の多寡について見ると、平均合計人証数は、民事全事件0.6人に対し、行政事件0.5人と大きな違いはないが、人証数と平均審理期間の関係では、民事全事件は、人証数の増加に伴って平均審理期間がきれいな右肩上がりで長くなっているのに対し、行政事件は、人証数4人を頂点に逆に減少している(行3ページの(1))。また、人証調べの実施率は、行政事件と民事全事件とでほとんど差がない(行3ページの(2))が、人証調べを実施した場合の人証数の分布割合を見る

と、行政事件では、人証数1人の事件数割合が極めて大きいことが民事全事件との違いとして注目される(行3ページの(3))。

- 人証数と争点整理実施率の関係は、行政事件と民事全事件との間で特に異なった傾向は認められない(行4ページ)。
- 人証数と期日回数との関係については、平均口頭弁論回数の部分だけを見ると、民事全事件では、人証数の増加に伴って平均口頭弁論回数が増加する傾向が見られるのに対し、行政事件で人証調べを実施した事件では、人証数が1人の場合から7人の場合まで10回前後で推移しており、人証数が増加しても平均口頭弁論回数が増加していない(行5ページ)。
- 平均期日間隔は、行政事件の方が民事全事件より長いが、平均審理期間別の平均期日間隔は、いずれもおおむね3か月前後であり、必ずしも平均審理期間が増えれば平均期日間隔も増えるという関係にはない(行6ページ)。
- 訴訟代理人が選任されている事件数の割合を、全事件と対席判決で終局した事件のみを対象にして、それぞれ行政事件と民事全事件とで比較すると、行政事件では、対席判決で終局したものについても、原告に訴訟代理人が選任されている事件が少なく、被告に訴訟代理人が選任されている事件が多いという傾向がうかがえる(行7ペー

ジ)。対席判決で終局した事件について、訴訟代理人の有無と平均審理期間との関係を見ると、民事全事件も行政事件も、訴訟代理人が選任された事件の方が審理期間が長くなる傾向があるが、民事全事件では、原告に訴訟代理人が選任されている場合より被告に訴訟代理人が選任されている場合の方が審理期間が長いのに対し、行政事件では、逆に、原告に訴訟代理人が選任されている場合の方が被告に訴訟代理人が選任されている場合より審理期間が長くなっている(行8ページ)。

(中尾委員)

鑑定人確保の期間については、以前の予備的調査の際に、争点整理期間の中に入るということであったかと思うが、そのような理解でよろしいか。(小林民事局第二課長) 争点整理の段階で、鑑定が必要になるとの見込みから、鑑定人探しに着手している場合も結構あるかと思うが、ある程度事情を聞いてから着手することもあり、案件によりけりかと思う。

(綿引委員)

争点整理、最終人証から終局と必ずしも整理されて進むわけではないと思うが、その辺りはどのような統計のとり方をしているのか。(小林民事局第二課長) 各庁からの報告に基づき、ある程度、各手続ごとに割り切って統計をとっている。例えば、人証調べを実施した後、再度争点整理を行った事例における争点整理手続については、再度の争点整理が終わった日をもって「争点整理終了日」として報告を受けている。

(綿引委員)

和解を行っている期間がどの手続の部分に入っているのかは分からないのか。

(小林民事局第二課長)

その部分については分からない。

(仙田委員)

建築関係訴訟について、瑕疵が争点になっているものとそうでないものとに分けているのは大変よいと思うが、これらの母数を説明していただきたい。

(小林民事局第二課長)

平成16年4月から半年分のデータで、請負代金請求の形をとっているものが1,000件強あり、そのうちの4分の1に当たる250件程度について瑕疵が争点になっている。また、損害賠償請求という形をとっているものが250件弱あるが、こちらは、当然、瑕疵が主張されているものである。したがって、瑕疵の主張のあるものは、請負代金と損害賠償を合わせて500件程度、瑕疵の主張のないものが750件程度ということになる。

(仙田委員)

瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、札幌高等裁判所管内と高松高等裁判所管内では2倍以上の差がある。日本で建築系の大学はおよそ150校あるところ、そのうち四国には1校のみと非常に少ない地域であることから、そのような事情が平均審理期間に影響しているかが気になるところである。

(小林民事局第二課長)

札幌高等裁判所管内は、第一審通常訴訟全般を見ても平均審理期間が非常に短い地域であり、高松高等裁判所管内も、建築関係訴訟全般の平均審理期間が長いかという点必ずしもそのような訳ではなく、瑕疵主張のない事件については平均審理期間が7.4月と全国的に見ても一番短くなっている。また、高松高等裁判所管内の瑕疵主張のある建築関係訴訟の母数は10件程度しかないため、その辺りも影響している可能性がある。このように様々な要因が絡む可能性があり、今のところ何が原因になるか、はっきりしない。

(綿引委員)

行政事件では、口頭弁論を経ない訴え却下や訴状却下がかなりの割合であり、それらをすべて含んだデータで審理期間などを見ていくことがよいのかどうかという感じを持っている。全体の数字に有意な影響を与える程度の数はあるのではないかと思うので、その辺りも考慮してはいかがか。

(中吉行政局参事官)

御指摘の点を加味すると、開廷回数や人証が0の部分等、グラフの形も変わってくるのが予想されるので、検討させていただきたい。

(中尾委員)

行政事件にも様々な事件類型があり、例えば、情報公開訴訟などは人証もなく、比較的短期間で終わり、住民訴訟や抗告訴訟などは長引くという印象がある。やはり事件類型ごとのデータを集めていくということが必要ではないかという感じがする。ただ、従前も議論されたところであるが、行政訴訟は母数が

少ないため、分類しすぎると個別事件に入ってしまう危険性はある。可能であれば、あるいは、二回目以降の公表ということになるのかもしれないが、大まかな傾向は出していただいた方が分かりやすいのではないかと思う。

(山本委員)

これも今後の要望ということになるが、専門訴訟については、裁判所に専門部とか集中部が設けられていることが多いと思うが、今回、知的財産権事件の東京、大阪への集中率についての分析をされているので、他の専門訴訟についても専門部、集中部が設けられている裁判所と、それ以外の裁判所でどのような違いがあるのかについて、資料を出していただければと思う。

(木村委員)

法律で明確に定められていないにしても、知的財産権事件は、刑事事件でいう百日裁判のような特急版と考えてよいのか。

(綿引委員)

そのような意味での特急版というものは、民事では、基本的には設けられていないと思う。知的財産権事件については、対外的な問題もあって態勢が整備されてきたことは間違いないが、知財部は完全に独立した専門部なので、他の事件より優先するとかしないという関係ではなく、百日裁判とは色合いが異なる。ある意味、訴訟代理人も専門家であるという特殊な状況があり、期日前の整理などは非常にうまく進んでいるのではないかという実務的な感覚である。専門訴訟はこれまでどうしても長期化していたので、現在、いろいろな意味でのこ入れがなされているが、専門訴訟だけが早く終わればよいということではなく、やはり一般の民事事件が円滑に進んでいくことが民事裁判を基本的に支えている部分だと思う。、裁判を専門化するかどうかは裁判制度をどのように考えていくかという根幹的な問題にかかってくると思う。

(仙田委員)

鑑定人確保のための平均期間について、医事関係訴訟では4.7月、建築関係訴訟では4.5月というデータを裁判所としてはどのように評価しているのか。

(小林民事局第二課長)

従来に比べれば短くなっているのは間違いないが、ユーザーサイドから見た長短については、むしろ御意見を伺えればと思う。

(木村委員)

民事事件においても専門家のリストアップは行っているのか。

(小林民事局第二課長)

例えば、鑑定等事例集データベースを整備するなどして、どのような専門家がいるのかについての情報を、裁判の現場に提供している。

(仙田委員)

建築関係訴訟の鑑定人については、建築学会がかなりスムーズにサポートしているはずなので、その点から言うと4.5月はかかっていないように思う。

(木村委員)

刑事事件と民事事件では専門家のリストアップは別々に行っているのか。

(綿引委員)

鑑定の対象が刑事と民事では大きく違っているので、別々である。

(飯田委員)

建築関係訴訟と医事関係訴訟以外の事件についての鑑定人確保の期間を出すことはできるのか。

(小林民事局第二課長)

鑑定人確保の期間は、建築関係訴訟と医事関係訴訟について特別に調査しているもので、他の事件については出すことはできない。

(綿引委員)

感覚的には、筆跡鑑定とか賃料鑑定では、鑑定人を探すのに時間がかかるということはないし、鑑定事項を詰めるのに時間がかかるということもない。そういう意味では医事・建築関係訴訟における鑑定が、それ以外の鑑定と明らかに違うというのは、統計をとらなくてもはっきり言えるだろうと思う。

(木村委員)

それにしても、鑑定人確保の期間をできるだけ短くすれば、全体的に早く進むことになるのではないか。

(綿引委員)

鑑定までに要する期間というのがすべて無駄な時間ということではなく、何を鑑定しなければいけないのか、その前提として事実はどこまで確定できるのかというようなことを詰めていく期間もこの期間の中に入っていて、それが審理のために必要な期間である場合もあるかと思う。ただ、鑑定人を探すということ自体で苦労しているとすれば、その部分を改善するために、適切な鑑定人が早期に見つかる態勢をつくることは重要な問題だと思う。仙田委員の御発言にもあったように、建築関係訴訟の方では建築学会の御協力を頂いて鑑定人の選任はスムーズになりつつあるし、医事鑑定の関係でも、最近では、何か月も鑑定人が見つからないような状況はなくなってきているというのが実務的な感覚である。

(木村委員)

鑑定人確保の平均期間というのは、鑑定をするのでだれか探しましょうという期間だけではなく、その前提部分も含まれているということでのよいのか。

(小林民事局第二課長)

鑑定人確保の平均期間は、原則としては鑑定の採用決定をしてから、実際に

鑑定人の指定をするまでを念頭に置いているが、その前に双方代理人に適任者を捜してもらったりするなど鑑定人の確保のための事実上の準備作業をやっているのであれば、その期間も含めた形で報告してもらうことにはなっているので、多少その辺の準備期間も入ったものと御理解いただければと思う。医事鑑定では、鑑定分野が様々な科に分かれているので、鑑定人探しに苦労することもあるようだが、全体としては期間が短縮されてきていると思う。

3. 管内別データについて 戸倉審議官から、資料3について、次のとおり説明がされた。

- 前回頂いたご意見をも踏まえ、地方裁判所管内別に、審理期間別の事件数の分布状況や開廷間隔などをまとめたものが表1で、平成に入ってから平均審理期間の推移をまとめたものが表2である

2. 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第9回 平成17年2月24日(木)午前10時から正午まで

(以 上)